

組合だより

第15号

目次

- 1 あいさつ、経営計画について
- 2 豪雨災害について
- 3 税制特集 5 相続税 -III
- 4 自由考察、組合からのお知らせ、トピック

発行所 京都市森林組合 TEL075-722-3622
〒603-8011京都市北区上賀茂二軒家町9番地

専務理事 安井文雄

残暑の厳しい日が続いていますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

現在、円高やユーロ安の影響、又震災復興の遅れもあって国産材の引受が弱まっています。この状況に加えて、新制度により間伐材が大量に供給されるだろうという市場の雰囲気も加わり原木の買い気が弱まっています。

これらは一時的なものなのか、慢性的なものなのかは判断しかねますが、山側としてはこうした状況に

随時対応出来るようにしておく必要があります。

では具体的にどのような対応が必要かということになりますが、答えは簡単です。

他地域、他国よりも安価に材木を生産し、必要とされている時に必要とされる量を確実に供給する体制をとることです。当たり前のことで、言葉にすることは簡単です。

個々の組合員さんも森林組合も相当な覚悟の元に対応していかなければ容易に体制を構築することは出来ません。ただ、当組合は全国的に他地域に先駆け、高性能機械を導入し、森林整備士の育成等、基礎となる部分は出来つつあります。管内の林業形態がこのような体制になれたならば、何もおそれることは無くなるはずで、逆にいえば、これらの体制が構築出来ない場合は管内の林業に明日はないのかもしれない。

林業が中山間地域の基幹産業であった時に作られた協同組合が森林組合です。過疎化、後継者不足等々林業を取り巻く厳しい状況の下、昭和27年には12あった森林組合も合併をよぎなくされ1森林組合(京北町が京都市に編入しましたので京北森林組合と2森林組合)になりました。衰退の一途を辿る中山間地域に自律的で足腰の強い林業を復興し、再び元気を呼び戻す為にも、この厳しい時にこそ個の力ではなく協同の力で未来の架け橋となるべくこれら体制の構築にチャレンジしていかなければならないことを痛感します。

森林経営計画について

■ 森林経営計画第1期樹立候補地決定!

今年の春より、施業計画に参加していただいている方を対象に、数回に渡り、ご自身の山に対する意向を確認させていただきました。

それを元に、森林経営計画樹立の要件を満たした箇所を、第1期樹立候補地とし、樹立に向けて今急ピッチで動いているところです。詳細は各支所・本所に貼ってある地図をご覧ください。

今年は、森林経営計画の樹立を2回(第1期と第2期)設ける予定をしており、第2期ではある程度地域の声が高い場所を樹立候補地として動いていく予定です。

■ 森林経営計画に向けた今後のスケジュール

右記のスケジュールで動いていく予定です。

第2期樹立候補地の方々には、また組合より連絡が参りますので、森林経営計画樹立ため、ご協力よろしくお願ひします。

H24年9月18日	第1期経営計画樹立
11月中旬	第2期経営計画樹立
H25年4月1日	第3期経営計画樹立

平成24年7月災害報告

今年の梅雨末期の集中豪雨では、各地で大きな災害に見舞われました。

特に九州（大分、熊本）を中心とした災害は「平成24年7月九州北部豪雨」と名付けられ川の氾濫、死者もでるなど甚大な災害となり、被災地には心よりお見舞い申し上げます。

さて、組合管内でも林道等を中心に災害が発生しました。特に市原から水尾、松尾にかけての北東～南西方向沿いに被害が集中したように思われます。地元や造林組合からの報告を受けると平行に組合でも被害調査を実施し、現在災害復旧に向けて地元調整を行っております。

被災の度合いにより公費（復旧事業）の分類、手順がさまざま複雑です。

林道幅員（道幅）が確保できない路肩崩壊でないと復旧対象から外れる場合があり、山から（林道でいう切土斜面）の土砂（崩土）が道を塞いだ災害は復旧対象にはなりにくく、また災害発生より2週間以内に被害概況報告が必要となり、復旧事業の俎上に上げ、実際の復旧工事まで約6ヶ月の歳月を要します。ここで問題になるのが復旧までの時間が掛かること、公費（補助金）を投入した林道（作業道）でなければ災害復旧の対象にならないこと、地元負担金が生じることです。

一部地域では林道管理委員会が機能し、有事の災害に備え管理費を蓄えておられるところもございますが、そうでない林道は事起るたびに地元負担を捻出しなければならないことが最大の問題となっております。

組合では万一の災害に地元との調整が支障なく運べるよう各林道の地権者や管理状況を把握している現状です。また平成22年第10号組合だよりでも記載いたしました「極小災害復旧事業」は極小規模な被災復旧にご活用して頂くための森林組合独自の予算措置もございますので、地元調整の上ご利用下さいますようお願い申し上げます。



「極小災害復旧事業」要領

対 象	…………… 組合管理の認定道
復 旧 方 法	…………… 組合指定登録業者による復旧
補 助 額	…………… 工事費の50%
工 事 費	…………… 30,000円/日（上限3日90,000円）

（総括 米津）

相続税 Ⅲ

最終回

相続税の体系等を2回に分けて特集してきました。今回は最終回として林業関係の特例等を紹介させていただきます。

林業関係の特例等

立木の評価

立木の評価は、立木の時価の85%となります。

森林施業計画（森林経営計画）対象山林の課税価格の計算特例

相続で取得した森林施業計画（森林経営計画）対象森林で、引き続き相続人が森林施業計画（森林経営計画）に基づき施業を行う場合、林地及び立木の課税価格を5%軽減

保安林の評価

法令に基づき、立木の伐採の禁止または制限を受けている保安林、自然公園等については立木及び林地について通常の評価額から、それぞれの評価額に次の区分を控除します。

区分	一部皆伐	択伐	単木選伐	禁伐
控除割合	30%	50%	70%	80%

※所有山林の保安林区分がどれになるかは、京都府京都林務事務所治山課（075-451-5725）にご確認ください。

（注）京都市が定める市町村森林整備計画において、一定の条件を満たした場合、別途控除がつけられる場合があります。

計算例

設定条件

- 保有山林 100ha 伐採種が定めない水源涵養保安林
- 立木評価額3,000万円（@30万円/ha）
- 林地評価額4,000万円（@40万円/ha）
- 子供一人で相続

★立木の課税価格	3,000万円 × (1-0.3) × 0.85 × 0.95 = 1,696万円
★林地の課税価格	4,000万円 × (1-0.3) × 0.95 = 2,660万円
★課税価格の合計	4,356万円
★基礎控除	5,000万円 + 1,000万円 × 1（法定相続人） = 6,000万円
★課税遺産額	0円
★相続税額	0円

その他特例 ◆

延納の特例

森林施業計画対象立木（延納期間20年以内（長伐期施業森林等40年以内）の不均等納付可、延納利子税0.7%）
保安林等の土地（延納期間15年以内の均等納付、延納利子税2.1%）

相続税の納税猶予

森林経営計画を樹立している山林を被相続人から一括して相続し、継続して計画通り施業を行う場合、相続人が納付すべき相続税額のうち、その山林にかかる課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予

ご不明な点がございましたら京都市森林組合までお問い合わせください。

（企画戦略課 西田）

作業道

一昔前は林道・作業道の路網密度の高い地域では、どの道にも人がいて山の作業光景を見掛けたものでした。林道も車が走行し、雨水は排水され、横断溝もしっかりと機能し、倒木なども直ぐに除去され、スムーズな走行が可能でした。

材価の低迷による林業離れは、作業道維持管理にまで影響していることは否めません。

今更ながらですが、林業にとっての林道・作業道は一番大切な基幹施設です。

今後も関係山主さまの小さな落石や、側溝等のこまめな清掃を切に願うばかりです。

(森林整備課 片山)

森林組合からのお知らせ

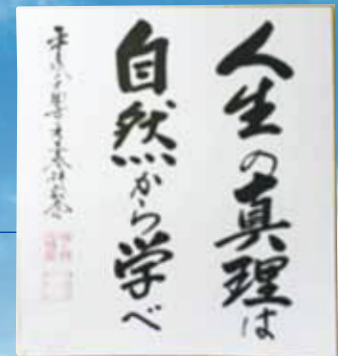
平成24年度から造林補助制度が変更になり、間接費が計上できるようになりました。

詳しくは本所、各支所までお尋ね下さい。



(企画戦略課)

自然と調和し共に生きる



古来、わたしたちは山々に住み、生きるものすべてはそこから湧き出る水により恩恵を受け、自然と調和し共に生きてきました。しかし、ここ百年ほどの短い間に多くの人間は利益を追求するあまりに自然を破壊し、環境を汚染し自然との共生の術を見失ってしまいました。

先日、政府および関電は大飯原発の再稼働を実行しました。京都に近い若狭湾には大飯原発を含み計14基もの原子炉が集中しています。政府や関電の唱える「安全」という考えは暫定的な安全基準であって、ひとたび事故が起これば近畿千四百万人の生活用水をまかなう琵琶湖や多くの水源が汚染され、市内でも素晴らしい自然が残る久多や広河原が汚染の危機にさらされます。

今の時代に必要なのは、自然に対して常に敬意と配慮のこころを持ち自然との共生をどのように進め、山を守り水を浄化しすべての生態系を維持し後世に繋いでいくことではないでしょうか。

(森林整備士 佐久)